

## 岐阜県景観形成基本方針

岐阜県景観基本条例第8条第1項の規定に基づき、県土の良好な景観の形成に関する施策を総合的、計画的かつ広域的に促進するため、景観形成基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

### 第1 県土の良好な景観の形成に関する基本構想

#### 1 景観の形成の基本目標

地域主体の良好な景観の形成や岐阜県ならではの景観の形成を、県民、事業者、市町村及び県の適切な役割分担による協働により、たゆみなく進めていかなければならない。

このような認識の下に、すべての県民の参加と協働により、県土の良好な景観の形成を促進し、次代の人々に引き継ぎ、県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与するため、景観の形成の基本目標を次のとおりとする。

##### (1) 県民、事業者及び行政が一体となった景観の形成

地域ごとの多様な景観の価値を認識し、県民一人ひとりが県土の良好な景観の形成に参加し、県民、事業者及び行政が一体となった景観の形成を促進する。

##### (2) 質の高い県民生活の実現

潤いのある豊かな生活環境の創造を図り、質の高い県民生活の実現に寄与する。

##### (3) 岐阜県への来訪者等を暖かく迎えることによる交流産業等の振興

個性的で活力ある地域社会の実現を図り、岐阜県への来訪者等を暖かく迎えることによる交流産業等の振興に寄与する。

#### 2 景観の形成の基本理念

景観の形成の基本目標を実現し、県土の良好な景観の形成を図るための基本的な考え方、良好な景観が有する意義や重要性を明確にするため、景観の形成の基本理念を次のとおりとする。

##### (1) 現在及び将来における県民共通の資産としての良好な景観の形成

良好な景観は、美しく風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることから、県民共通の資産として、現在及び将来の県民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全を図る。

##### (2) 地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和による景観の形成

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されているものであることから、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全を図る。

##### (3) 地域の個性を伸ばすような多様な景観の形成

良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることから、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成を図る。

##### (4) 地域の活性化に向けた県民等の協働による景観の形成

良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることから、地域の活性化に資するよう、県民、事業者、市町村及び県により、その形成に向けて一体的な取組を行う。

##### (5) 保全及び新たな良好な景観の創出による景観の形成

良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として行う。

#### 3 景観の形成の推進に当たっての関係者の役割

景観は、人々の生活意識や美意識が反映され、また、各々の主体的な取組みによって創られることから、それを基本としながら全体として調和ある景観の形成を長期的視点に立って進めていくことが求められる。

このため、県民、事業者、市町村及び県が、地域の景観に対する共通認識を深め、次に掲げる各々が果たすべき役割を担い、対等のパートナーとして協働しながら一体となって景観の形成に努めることが必要である。

##### (1) 県

基本理念にのっとり、県土の良好な景観の形成の促進に関し、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、地域の自然的社会的諸条件に応じた総合的、計画的かつ広域的な施策を策定し、及び実施する。

また、県土の良好な景観の形成において、県民、事業者及び市町村の主体的な取組に配慮しつつ、先導的な役割を担う。

さらに、県土の良好な景観の形成に関する施策の策定及び実施に当たっては、地域における創意工夫を尊重するとともに、県民、事業者及び市町村の意見を反映するための適切な措置を講ずる。

(2) 県民

基本理念にのっとり、県土の良好な景観の形成に関する理解を深め、県土の良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県又は市町村が実施する県土の良好な景観の形成に関する施策に協力する。

(3) 事業者

基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、県土の良好な景観の形成に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する県土の良好な景観の形成に関する施策に協力する。

第2 地域における良好な景観の形成の促進に関する基本的事項

1 景観形成ガイドプランの策定

県土の良好な景観の形成を目指す上での考え方を示し、地域における景観の形成に向けた取組の立案及び実施の際の参考とするため、次に掲げる事項を景観形成ガイドプランに定める。

(1) 県土の景観特性

県土の景観特性を、自然特性として地形、山岳、河川、道路・街道、自然等についてまとめ、文化特性として文学、絵画等についてまとめる。

(2) 県土の景観軸

複数の市町村を越える広域的なもので、県の景観の主要な軸となるものであり、連続性を持たせた景観の形成や保全を図る必要があるため、県が率先して良好な景観の形成を図っていくものとして、山岳景観軸、河川景観軸、道路・街道景観軸、自然景観軸を定める。

(3) 県土の地域別景観形成方針

県土を景観上広域的なまとまりのある地域に区分し、地域毎の良好な景観を形成していく上での方針を、地域別景観形成方針として定める。

2 景観形成ガイドプランの活用

総合的、計画的かつ広域的な対応を必要とする県土の良好な景観の形成について、景観の形成の主体となる県民、事業者及び行政の取組の整合を図り、その一体的、効率的な推進を目指すため、景観形成ガイドプランを共通の指針とする。

また、県や市町村における景観法に基づく景観計画の策定等の景観の形成に関する施策や、事業者における建築、開発行為等を行う際の指針とする。

第3 県土の良好な景観の形成を促進するための施策に関する基本的事項

1 景観の形成に関する施策の推進

県土の良好な景観の形成を総合的、計画的かつ広域的に促進するため、岐阜県景観基本条例に基づく施策を推進するとともに、景観法、都市計画法、建築基準法、文化財保護法、岐阜県屋外広告物条例等の良好な景観の形成に関連する法令及び条例に基づく施策との連携を図る。

また、県土の良好な景観の形成に関する施策を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

さらに、岐阜県景観審議会、圏域別景観分科会等の設置、運営等、県土の良好な景観の形成を積極的に推進するための体制を整備する。

2 市町村との連携等

地域単位での景観の形成を進め、県土全体でバランスのとれた景観の形成を推進していくためには、地域の実情を熟知している市町村が果たす役割は重要であることから、市町村の景観の形成に関する条例の制定、市町村の景観計画の策定等、市町村が行うその区域における自然的社会的諸条件に応じた良好な景観の形成に関する施策の策定及び実施に技術的支援その他の必要な措置を講ずるとともに、市町村と密接な連携を図る。

また、市町村の区域を超えた良好な景観の形成を図るため、市町村の求めに応じ、市町村の良好な景観の形成に関する施策の広域的な調整を行う。

3 県民等の参加の促進

県民及び事業者の県土の良好な景観の形成に対する理解が深まり、県土の良好な景観の形成に関する活動への参加が促進されるよう市町村、関係機関等と協力して、景観の形成に関するシンポジウムやセミナー等の開催、学校教育や社会教育における学習機会の提供、景観アドバイザーの派遣等、良好な景観の形成に関

する情報の提供、普及啓発、教育、学習の支援、人材の育成その他の必要な措置を講ずる。

また、県民、事業者又はこれらの者の組織する景観の形成やまちづくり等に取り組む団体が行う県土の良好な景観の形成に関する活動について、その自主的な取組に配慮しつつ、市町村、関係機関等と協力して、良好な景観の活動を奨励し、優れた活動を広く県民に紹介するとともに、良好な景観の形成のためのガイドプランの作成、景観アドバイザーの派遣等、技術的支援その他の必要な措置を講ずる。

#### 4 専門家による助言指導

市町村や景観の形成等に取り組む団体等に対して、景観アドバイザーの派遣を行う等、県土の良好な景観の形成に関し、専門的な知識若しくは技術又は経験を有する者が地域からの要請に応じて助言指導できるよう、景観の形成に関するシンポジウムやセミナー等の開催、良好な景観の形成に関する情報の提供、人材の育成、良好な景観の形成のためのガイドプランの作成等、技術的支援その他の必要な措置を講ずる。

#### 5 景観形成推進員

県民と一体となって県土の良好な景観の形成を図るとともに、県民の良好な景観の形成に関する意識の高揚を図るため、景観形成推進員を置くこととし、景観形成推進員は、県土の良好な景観の形成を図るために必要な提言又は広報を行うとともに、県が実施する県土の良好な景観の形成に関する施策に参加するよう努める。

#### 6 調査研究並びに情報の収集及び提供

県は、県土の良好な景観の形成に関し、必要な調査研究及び情報の収集を行い、良好な景観の形成や景観を活用したまちづくり等の先進的な取組事例等の情報を幅広く提供する。

また、情報提供は、広報紙やホームページへの掲載、パンフレットの配布、パネル展示等の方法により効果的に行う。

#### 7 表彰等

県は、地域の美化・緑化活動など、県民等の景観の形成に関する自主的な活動促進を図り、景観形成活動の取組を奨励するため、優れた活動を行い、県土の良好な景観の形成に関し、顕著な功績のあった者又は優良な事例に対する表彰、優れた事例等の紹介その他の必要な措置を講ずる。

### 第4 公共事業に係る良好な景観の形成の促進に関する基本的事項

#### 1 公共事業景観形成指針の策定

公共施設の建設その他の公共事業（以下「公共事業」という。）に係る県土の良好な景観の形成のため、次に掲げる事項を公共事業景観形成指針に定める。

(1) 公共事業の実施に当たって、県土の良好な景観の形成を図るための基本的な事項

(2) 法面、擁壁、護岸、防護柵、舗装、標識及び公共広告物、照明施設、緑の保全と緑化、占用行為、維持管理等の公共事業に共通する事項に係る県土の良好な景観の形成の指針

(3) 道路、橋梁、河川及び水路、ダム、堰堤、急傾斜地崩壊対策施設、公園、公共建築物等の個別の施設に係る県土の良好な景観の形成の指針

#### 2 公共事業景観形成指針の遵守等

公共事業は地域の景観の形成に先導的な役割を果たすことを求められることから、県は公共事業景観形成指針にのっとり公共事業を実施するとともに、国、市町村又は公共的団体が実施する公共事業について、公共事業景観形成指針に配慮するよう、必要に応じて要請する。

また、公共事業の担当職員の景観に関する知識の習得を目的として、公共事業景観形成指針の研修会や事例研究会等を開催する。

### 第5 その他県土の良好な景観の形成に関し必要な事項

#### 年次報告等

良好な景観の形成に関して講じた施策について、毎年度、県議会に報告するとともに、公表する。